

平成 29 年 6 月 22 日

農林水産副大臣
齋藤 健 殿

民進党「次の内閣」ネクスト農林水産大臣
村岡 敏英
民進党日EU経済連携協定対策ワーキングチーム
座長 篠原 孝
座長代行 佐々木隆博

日EU・EPA交渉における農林水産物に関する申し入れ

日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA）交渉については、情報開示が全くされないまま、G20時の大枠合意を目指して緊迫した状況を迎えている。安倍政権は、TPP協定がアメリカの離脱で頓挫するのを当初はアメリカ抜きのTPPは無意味としていたが、突如TPP11なる用語の下、復活を目指し始めた。そうした中、今や大きなFTAとして唯一の可能性を残す日EU・EPA交渉に前のめりになっている。これでは交渉相手であるEUに足下を見られ、安易に譲歩すれば、農林水産業とりわけ乳製品をはじめとする畜産業の深刻な影響は免れない。よって政府に対して次のことを強く要請する。

記

- 一、 日EU・EPA交渉については、我が国は十分な交渉体制を整えず、国民に対して影響試算を示さない等、熟慮することなく、拙速に交渉に臨んでいる。TPP協定が発効しないことの安易な埋め合わせとして、「早期妥結ありき」の方針で譲歩を重ね国益が損なわれることのないよう、早急に影響試算を明らかにすることにより、その利害得失を国民に分かりやすく示すとともに、確固たる決意をもって交渉に臨むこと。

- 一、 豚肉、乳製品をはじめとする農林水産物の重要品目については、たとえば豚肉はEUとの生産性の違い等から、差額関税制度が維持されたとしてもTPP協定と同水準の関税(定額部分50円/kg)では壊滅的な打撃を受ける可能性がある。これら重要品目について

て、T P P協定の水準を前提とはせず、再生産が引き続き可能となるよう、除外又は再協議を求め、必要な水準の国境措置を確保すること。

- 一、 製材、構造用集成材については、本格的な利用期を迎えた我が国森林資源によるC L T等の新たな木材需要の創出、再造林等による適切な更新とこれらの取組を通じた温暖化対策に支障を来すことのないよう、最大限の配慮をすること。
- 一、 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）・養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の法制化及び輸入加糖調製品の調整金徴収対象の追加については、T P P協定の発効を待たず直ちに施行できるように法改正すること。また、牛マルキン及び豚マルキンの補てん率の引き上げ（8割から9割へ）や、豚マルキンにおける国庫負担水準の引き上げ（「国1：生産者1」から「国3：生産者1」へ）等、所要の措置を来年度予算において講じること。
- 一、 日E U・E P A交渉においては、T P Pのような守秘義務契約はないにもかかわらず、野党にはほとんど何も報告されてきていない。これでは農民・国民の不安・不満はますばかりであり、妥結が近いといわれる中、交渉に臨む政府の対処方針、交渉の経過、交渉により収集した情報等について、国民への十分な情報開示を徹底し、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。

以 上